

No.	項目	Q	A
1	手すり	手すりの材質はどのような素材が対象となるか。	木製、プラスチック、樹脂製であり、握り部分が金属素材でないもの。 (握り部分が金属素材の場合、夏は熱く、冬は冷たくなるので、直接触ることができなくなるため。また、外部に設置する場合も同様に樹脂などの皮膜処理がされていること。)
2	手すり	手すりの取付けで注意することはあるか。	設置箇所ごとに身体に適した手すりを選定すること。 ・横手すりは階段や廊下などで手を滑らせながら体を移動する場合 ・縦手すりは上下移動、移乗など、しっかりと保持する必要がある場合 安全面の確認をしていること。 ・手すりの端部については、袖口が引っ掛かる恐れがあるため、曲げること。 ・強度保持のため、メーカーの基準に沿って一定の間隔毎にブラケットを入れること。
3	手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかりと握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。
4	手すり	介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、手すりを設置する場合は、対象となるか。	単に老朽化したとの理由であれば認められない。
5	手すり	端部分が突き出ており端部が衣服の袖口に引っかかる可能性があるため手すりを交換する場合は給付対象となるか。	現状の手摺がエンド加工されていないため、端部が衣服の袖口に引っかかる可能性がある、という理由での改修は認められない。
6	手すり	高い場所に設置する手すり、手すりの間から下へ転落する恐れがあるため、柵付き手すりを設置したい。給付対象と認められるか。	手すり設置は、転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的としているため、転落の防止は目的外となる。手すり部分と柵を分けて計上できるのであれば、手すり部分のみを給付対象とする。
7	手すり	高い場所に設置する手すり、手すりの間から下へ転落する恐れがあるため、柵の代わりに手すりを設置する場合は給付対象と認められるか。	前項の回答と同じ。手すりの設置目的が異なるため、手すりの取付け自体が給付対象外となる。
8	手すり	利用者の身体状況の変化に伴い、既存手すりの位置の移設が必要となった場合は支給対象となるか。	移設費用は支給対象となる。
9	手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更などである。
10	手すり	門の脇の壁を取り壊し、スロープで新しい道を新設する工事は支給対象となるか。	通路の新設は対象外となる。ただし、このスロープの横に設置する手すりについては、移動動作に資する目的の手すりとして、手すりの設置のみ対象と認められる。
11	手すり	手摺の設置に伴う、既存ペーパーホルダーの移設費(撤去費及び設置費共)は対象か。	工事の都合上やむを得ないものと考え、対象とする。ただ新しいペーパーホルダーへの付け替えは対象外。
12	手すり	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付けられる場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。
13	段差	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置などと同様に、段差の解消として支給対象となる。
14	段差	昇降機、リフト、段差解消機などの設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機などといった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
15	段差	要支援の認定を受けているひとり暮らしの人が、洗濯物を干すなどのためベランダから出入りする必要がある時に、ベランダと部屋の段差解消を住宅改修として認めてよいか。	ベランダと部屋間の段差の解消も移動という基本的動作を支援するためのものであるため、住宅改修費の支給対象としてよい。
16	段差	踏み台は固定しなくてもよいか。	踏み台は置くだけでなく固定することが必要。固定されていない場合は、支給対象とならない。
17	段差	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にするなどの工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
18	段差	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。
19	段差	適切なスロープの勾配はどのくらいか。	利用者が自ら車いすを操作する場合は勾配を12分の1～15分の1程度にすることが望ましい。また、介助者が操作をする場合でも急すぎると負担になり転倒の恐れがあるため注意が必要。なお、介助者が車いすを操作する場合は10分の1程度にすることが望ましい。
20	段差	適切なスロープの幅はどんなものか。	幅が狭いと脱輪する可能性があるため、900mm程度の幅が望ましい。
21	段差	外階段の踏み面が狭く踏み外す可能性があるため、蹴上げの高さは変えずに踏み面を広げて、階段の角度を緩やかにする工事は支給対象となるか。	蹴上げの高さが変わらないことから、段差解消の工事はならないため、支給対象にならない。個別の状況を勘案し、踏み面を広げることが自立支援に即している判断できれば、支給対象となる場合もある。ただ、安全面など勘案し本来はスロープの設置を検討すべき。
22	段差	昇降機を設置し、掃出し窓から外に出たいが、設置箇所及びその先に段差(犬走り)があり、車いすが移動できない。この場合の段差解消は支給対象となるか。	昇降機設置のための犬走り撤去は、昇降機の設置自体が対象外であることから、付帯工事としても認められない。
23	段差	急勾配の通路に階段を新設する工事は、支給対象になるか。	利用者の身体状況に合った工事であれば対象となる。
24	段差	床段差を解消するために浴室用いすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
25	床材	畳からフローリング等への変更は部屋の全面が対象となるか。	生活動線として使用している部分が対象となるため、ベッド等の物が置かれている面積は対象外。床全面の工事を行う場合は対象となる部分と対象外部分を按分する。

No.	項目	Q	A
26	床材	現状フローリングに掘りごたつがある。身体状況変化により使用できなくなったので、これを埋めたいが、段差解消として認められるか。	掘りごたつは動線上の段差とは言えないため対象外。
27	床材	屋外での改修での注意点はどんなものがあるか。	屋外の場合、植え込みや庭などの元々通路目的として使用していなかった部分は支給対象外。
28	床材	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装などが考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
29	床材	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化などのための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化などのための床材の変更」に当たる。
30	床材	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーベツを張り付けたリする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転倒する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
31	床材	浴槽内の固定式滑り止めマットは、清掃などの利便性を考えマットを固定せず取り外し可能な状態にした場合でも算定できるか。	滑り止めマットについては、固定してもなくても住宅改修の対象にはならない。
32	扉	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重くて開閉が容易でないという理由であれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とならない。
33	扉	門扉の取替えは、住宅改修の対象となるか。	引き戸などへの扉の取替えとして支給対象となる。ただし、移設や元々なかったところへの新設は、支給対象とならない。
34	扉	ドアノブの交換は対象になるか。	身体状況により、既存のドアノブでは扉の開閉が困難な場合、支給対象となる。
35	扉	ドアノブを変更するために、扉ごと取り替えた場合、給付対象としてよいか。(開き戸から開き戸への変更の場合)	身体状況による変更であれば対象となるが、単に古くなったなどの理由による場合は対象外。ただし、まずはドアノブのみの改修を検討すべき。
36	扉	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われれば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手などに変更する場合、戸車を設置する場合などが考えられる。
37	扉	扉の取替えではなく撤去のみの場合、支給の対象となるか。	支給対象に含まれる。
38	扉	以下①、②の理由で扉交換を行う場合、給付対象と認められるか。 ①現状は開き戸で、浴室内にシャワーチェアを置くに狭くてドアを開けることができないため、折れ戸に変更したい。 ②扉が内開きになっており、もし利用者が浴室内で倒れた場合、外から開けて助けられない。	①は、日常的な問題点であるため対象となる。 ②は、住宅改修の給付対象はあくまで、身体状況により現状問題がある箇所のみので、緊急時のための改修は対象とならない。
39	扉	入口の扉が狭く、車椅子利用(介助者同行)では通ることができない。扉の幅を拡張し、扉交換を行うことは対象となるか。	利用者の身体状況、介助のため、という理由であれば扉交換及び間口の拡張共に認められる。
40	扉	トイレの扉交換(開き戸→引き戸)をおこなうが、引き戸にするためにはトイレ自体が狭いので、壁を壊してトイレを拡張したい。付帯工事として認められるか。	トイレの扉交換は支給対象とするが、トイレの拡張工事は対象外とする。
41	扉	扉の変更で引き込み扉への変更は支給の対象になるか。	支給対象となる。
42	扉	扉を撤去してカーテンの取り付けは対象になるか。	扉の撤去は対象となるが、カーテンの取り付けは対象外。ただし、カーテンがアコーディオンカーテンの場合は対象となる。
43	トイレ	便器の取り替えと補高便座の購入を同時に行ってよいか。	原則、便器の取り替えと福祉用具の購入(補高便座)との同時申請は、認められない。
44	トイレ	汲み取り式トイレを水洗式トイレに改修することは支給対象になるか。	下水道工事を伴う汲み取り式トイレの改修は、支給対象にならない。
45	トイレ	リウマチなどで膝が十分に曲がらなかつたり、便座から立ち上がるのがきつい場合などに、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げする工事②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。
46	トイレ	和式便器から洗浄機能が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器などへの便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
47	トイレ	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能などが付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合などを想定しているためである。洗浄機能などのみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
48	トイレ	障害に適應するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は給付の対象になるか。	「洋式便器などへの便器取替え」として対象になる。
49	トイレ	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。
50	浴槽	高齢者の方に適した浴槽はどんなものか。	高齢者の方の入浴に適した浴槽は、またぎの高さが400mm程度、浴槽の深さが500mm～550mm程度(高低差が100mm～150mm)とされている。
51	浴槽	浴槽交換とすのこ(福祉用具)の購入は同時にできるか。	原則として、浴槽交換と福祉用具の購入(すのこ)の同時申請はできない。

No.	項目	Q	A
52	浴槽	浴室の改修について、段差の解消や手すりの取付けなどのため、従来ある浴室を改修するのではなく、ユニットバスのようにまるごと取り替える場合も、住宅改修として算定してよろしいか。または、全体的に取り替える場合は、個々の費用を算定し、その部分において改修費とするか。	按分することが可能であれば、給付の対象とすることができる。
53	浴槽	浴槽交換で対象外となるものはどんなものか。	システムバスからシステムバスへの変更や、浴槽の深さや浴槽のまたぎの高さが工事前と工事後であまり変わらず、改修効果が見込めない場合は対象外。
54	浴槽	ユニットバスの工事の際、既存の浴室の壁を壊して浴室を広げる工事は対象か。	拡張部分の工事は対象外。拡張後の工事は対象。
55	流し	流し・洗面台の取り替え工事が対象となるのはどんな人か。	車いす利用者や立位での長時間の作業が困難な方が対象で、現況の流しや洗面台が使えなくなった場合。また、リウマチ等のため、蛇口がひねられなくなった場合は、蛇口交換のみ対象となる。
56	流し	どのようなタイプの流しや洗面台が対象となるか。	車いす等で使用するため、シンク下に足が入るタイプが対象となる。(足が入られないと、蛇口からの距離が遠くなり、利用が困難なため)
57	その他	スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がり設置は支給対象となるか。	支給対象に含まれる。
58	その他	1割負担から2割負担(又は2割負担から3割負担)など負担割合が変更になる方の住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給されることになるか。	改修費用の領収日が基準となる。(利用者が施工業者に改修費用を支払った日。)
59	その他	住宅改修の際不要となった便器・扉などの撤去費用及び処分費用は給付対象になるか。	これらの費用は「引き戸への扉の取替え」又は「洋式便器などへの便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから給付対象になると考える。
60	その他	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。
61	その他	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパートなどの集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は利用者の専有の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、利用者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、利用者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、利用者の身体状況、生活領域、希望などに応じて判断すべきものである。
62	その他	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパートなどと同様、専用部分が一般的と考えられるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
63	その他	利用者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険被保険者証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険被保険者証の住所が住所地となる。
64	その他	サービス付き高齢者住宅の居室については居室に含まれるとされているが、サービス付き高齢者住宅の入居者が、自らの居室に手すりを付ける場合、給付対象となるか。	サービス付き高齢者住宅は、制度上、住宅改修は可能だが、サービス付き高齢者住宅の居室は、そもそも高齢者の適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。ただし、利用者の身体状況により個別の対応が必要と判断した場合には住宅改修費の支給対象となる。改修が必要な場合は、事前に相談すること。
65	その他	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。	利用者又は家族などにより住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、工賃は支給対象外となる。ただし、法人として正式な領収書が発行でき、家族以外の者が担当することであれば、材料の購入費及び工賃ともに支給対象となる。
66	その他	施工業者を紹介してくれないか。	斡旋等を行っていない為、ご自身又はCMに相談し探すことになる。参考として、町田市のホームページに受領委任業者の一覧を掲載している。(トップページ>医療・福祉>介護保険>事業者の方へ>住宅改修>受領委任払いの事業者について)
67	制度	受領委任払いとは何か。	利用者が支給対象となる工事費用の1割、2割または3割と支給限度額を超えた部分の費用を施工業者に支払い、支給対象となる工事費用の上限額を限度として、9割、8割または7割を町田市から施工業者へ給付するもの。
68	制度	償還払いとは何か。	利用者が施工業者に工事費用の全額(10割)を支払い、その後、市から支給対象となる工事費用の9割、8割または7割を公費給付額とし償還(払戻し)を受けるもの。
69	制度	病院や施設からの一時帰宅の為に手すり等の住宅改修は支給対象となるか。	一時帰宅のための住宅改修は認められないため、給付対象外。
70	制度	事前審査と異なる箇所に設置した場合支給対象となるか。	事前申請と異なる箇所に設置した場合は、給付対象外。
71	制度	市の事前審査完了前に着工した場合、支給対象となるか。	事前審査を受けていないものは、給付対象外。
72	書類	事前審査完了後、工事内容に変更が生じた場合の手続きはどんなものがあるか。	工事内容の変更が決定した場合、必ず事前に介護保険課へ連絡すること。変更が生じた場合、介護保険住宅改修工事内容変更届や変更後の見積り、変更後の図面の提出が必要となる。内容によっては、再度事前申請が必要となる。
73	書類	事前審査完了後、工事を行わなくなった場合の手続きはどんなものがあるか。	町田市住宅改修事前申請取り下げ書の提出が必要となる。
74	書類	家族が所有する建物に住んでいるが承諾書は必要か。	家族間であっても賃貸借契約を結んでいる住宅にお住いの場合は必要。ただし、確認した結果、住宅改修承諾書が不要な場合は、不要になった理由がわかるものを添付すること。
75	書類	図面はどのようなものが必要か。	生活動線がわかる全体図(居室、トイレ、浴室などがわかる平面図)を提出すること。改修前と改修後の図面が必要。必要に応じて拡大図や立面図、平面図、断面図などを添付が必要。